

現行計画(第8期計画)の概要

1. 基本目標

○ 団塊の世代が全て後期高齢者となる**2025年の高齢者の介護ニーズに対応できる介護基盤の整備**。

○ 高齢者数がピークとなり、15-64歳人口が大きく減少する**2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域単位で提供される仕組みづくりの更なる深化・推進(2025・2040年を見据えたサービス基盤の整備)(システム)
- ② 高齢者の自己決定を尊重し、その持てる能力を發揮しながら生活を継続できる支援の実施(自立)
- ③ 医療や介護サービス及び地域住民・自治会、NPO等が互いに連携しながら提供するサービス・ケアの確立(連帯)
- ④ 高齢者をはじめとする地域住民が安心して、生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進(安心)

2. 重点課題

(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- I 地域特性を踏まえた介護サービスの充実強化
 - ・在宅サービス(定期巡回・随時対応型サービス等)の充実
 - ・特別養護老人ホーム等の地域の実情に応じた整備 等
- II 高齢者が地域で自分らしく暮らすための仕組みづくり
 - ・地域共生社会の実現(重層的支援体制整備事業の実施等)
 - ・「通いの場」の設置・運営支援 等
- III 医療・介護連携の推進
- IV 認知症施策の推進
- V 高齢者の住環境の整備
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の整備促進 等

(2) 介護人材の確保及び資質の向上並びに介護現場の生産性の向上

- 多様な人材の参入促進
- キャリアアップの支援
- 魅力ある職場づくりの支援
- 福祉・介護サービスの周知・理解
- 介護現場の生産性の向上

(3) 介護保険制度運営の適正化(介護給付適正化計画)

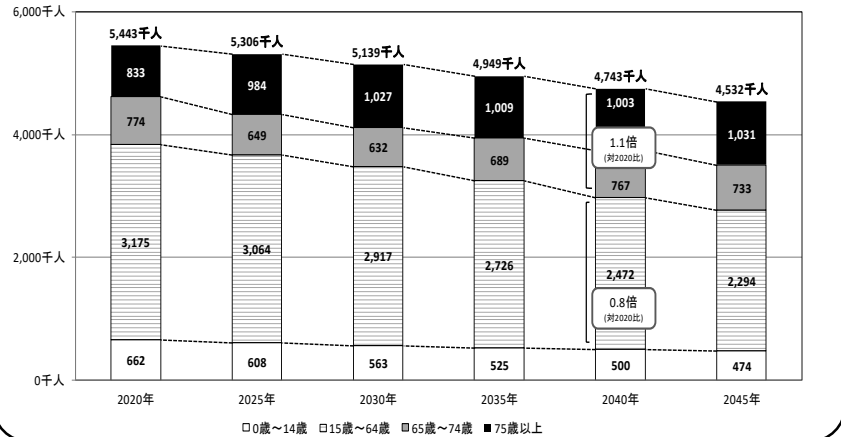
- 介護給付費適正化関係事業、事業者への指導監査の実施

3. その他

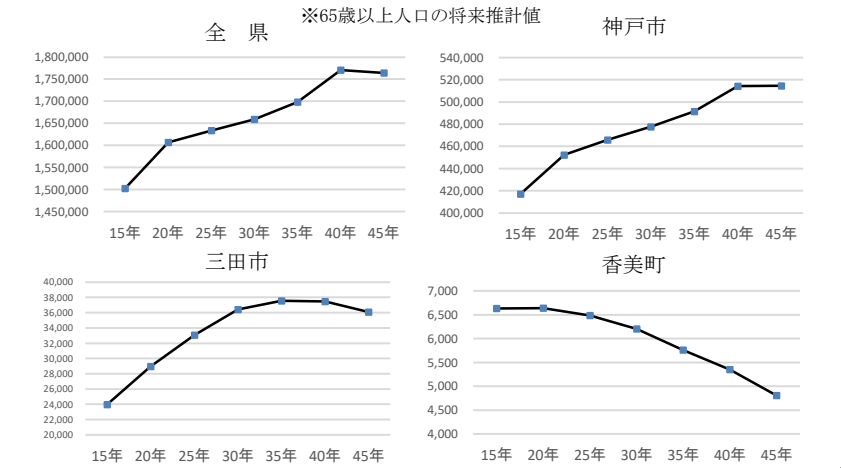
- (1) 計画期間: 2021(令和3)年度~2023(令和5)年度
- (2) 圏域: 保健医療計画で定める2次保健医療圏域と同一地区
- (3) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善するための指標の設定

計画改定の背景

○ 高齢者人口がピークを迎える2040年度を見通すと、**85歳以上人口は急増する一方、生産年齢人口(15-64歳)は急減**。



○ 都市部と地方では、高齢化の進みが大きく異なる。



○ これまで以上に、**中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた取組**を推進。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・複合的な在宅サービスの整備を推進
- ・地域密着型サービスの更なる普及 等

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・高齢者虐待防止の一層の推進 等

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進

- ・外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・介護現場の生産性の向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性 等

次期計画(第9期計画)の主な方向性

1. 基本目標

○ 中長期的な地域の人口動態、介護ニーズの見込みを踏まえた**地域の実情に応じた介護基盤の整備**。

○ 高齢者数がピークとなり、15-64歳人口が大きく減少する**2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域単位で提供される仕組みづくりの更なる深化・推進(2040年を見据えたサービス基盤の整備)(システム)

→ **質の高い介護サービスのための生産性向上に資する総合的な支援と介護人材の確保(外国人介護人材の確保、生産性向上に関するワンストップ窓口の設置等)**

→ **地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備支援(複合的な在宅サービスの整備、地域密着型サービスの更なる普及等)**

- ② 高齢者の自己決定を尊重し、その持てる能力を發揮しながら生活を継続できる支援の実施(自立)

→ **様々なボランティア活動や就労的活動を通じた社会参加(介護現場への元気高齢者の参入、起業支援等)等**

- ③ 医療や介護サービス及び地域住民・自治会・NPO等が互いに連携しながら提供するサービス・ケアの充実・推進(連帯)

→ **コロナ禍により低下した「通いの場」の参加率の向上、保健事業と介護予防の一体的実施・実施への支援等**

- ④ 高齢者をはじめとする地域住民が安心して、生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進(安心)

→ **高齢者、障害者等の属性にとらわれない総合相談、社会参加等の取組を推進等**

→ **認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援の推進**

→ **高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化**

※ 基本目標に基づき重点課題と具体的推進方策(市町等のサービス基盤の整備計画を含む。)を記載。点線内は考えられる具体的推進方策の要素。

<その他>

- (1) 計画期間: **2024(令和6)年度~2027(令和8)年度**
- (2) 圏域: 保健医療計画で定める2次保健医療圏域と同一地区
- (3) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善するための指標の設定